

秋田市 特別管理産業廃棄物処分業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物処分業許可
都道府県・政令市	秋田市
許可番号	08671010535
許可期限	平成33年1月20日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱									
1	令第1号	A,C	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)								
2	令第2号	A,D	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)								
3	令第3号	A,D	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上(※5))								
4	令第4号	感染性廃棄物									
		枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09
		種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	政令第2条第13号廃棄物
		取扱	A	A	A	A	A	A	A	A	
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)								
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)								
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)								
5ヘ	令第5号ヘ	×	(廃石綿等)								
5	令第5号ニ、ホ及びト～ン	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
		有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定下水汚泥	
		1	アルキル水銀化合物		A		A	A	A	A	A
		2	水銀又はその化合物		A		A	A	A	A	A
		3	カドミウム又はその化合物	A	A		A	A	A	A	A
		4	鉛又はその化合物	A	A		A	A	A	A	A
		5	有機燐化合物		A		A	A			A
		6	六価クロム化合物	A	A		A	A	A	A	A
		7	砒素又はその化合物	A	A		A	A	A	A	A
		8	シアン化合物		A,B		A,B	A,B			A
		9	PCB		×		×	×			×
		10	トリクロロエチレン		A	A	A	A			A
		11	テトラクロロエチレン		A	A	A	A			A
		12	ジクロロメタン		A	A	A	A			A
		13	四塩化炭素		A	A	A	A			A
		14	1,2-ジクロロエタン		A	A	A	A			A
		15	1,1-ジクロロエチレン		A	A	A	A			A
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン		A	A	A	A			A
		17	1,1,1-トリクロロエタン		A	A	A	A			A
		18	1,1,2-トリクロロエタン		A	A	A	A			A
		19	1,3-ジクロロプロペン		A	A	A	A			A
		20	チウラム		A		A	A			A
		21	シマジン		A		A	A			A
		22	チオベンカルブ		A		A	A			A
		23	ベンゼン		A	A	A	A			A
		24	セレン又はその他化合物	A	A		A	A	A	A	A
		25	1,4-ジオキサン		×	×	×	×		×	×
26	ダイオキシン類	×	×		×	×		×	×		
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集塵施設によって集められたもの及び該当ばいじんを処分するために処理したもの								
7	令第7号	×	廃棄物焼却炉である特定施設において法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻(DXN類の量が基準を超えるもの)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの								
8	令第8号	×	廃棄物焼却炉である特定施設(排ガス洗浄施設を有するもの)において法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥(DXN類の量が基準を超えるもの)及び当該汚泥を処分するために処理したもの								
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集められたものであって、法第2条第4項第2号廃棄物に限る)								
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるものに限る)であってダイオキシン類の量が基準を超えるもの								
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるものに限る)であってダイオキシン類の量が基準を								

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「×」は取り扱うことができないものを示す。

【注3】表中のアルファベットは、処分方法を示す。例えば、「事業の範囲」の「事業の区分」において、「記号」に「A」、処分方法に「中間処理(中和)」とある場合、別表1の番号3(令第3号)の「取扱」欄に、「A」とあれば、これは『中間処理(中和)：廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)』を意味する。

A	中間処理(焼却)	C	中間処理(油水分離)
B	中間処理(シアン化合物の分解)	D	中間処理(中和)